

志摩市総合事業サービスコード			国基準相当訪問型サービス（志摩市総合事業　現行相当訪問型サービス指定事業者用）				令和4年10月		
サービスコード		サービス内容略称					単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	現行相当訪問型サービスー	訪問型サービス費（Ⅰ）(独自)	事業対象者・要支援 1・2（週 1 回程度） 1,176単位			1176	1 月につき	
A2	2111	現行相当訪問型サービスー日割	訪問型サービス費（Ⅰ）(独自)	事業対象者・要支援 1・2（週 1 回程度） 39単位			39	1日につき	
A2	1211	現行相当訪問型サービス二	訪問型サービス費（Ⅱ）(独自)	事業対象者・要支援 1・2（週 2 回程度） 2,349単位			2349	1 月につき	
A2	2211	現行相当訪問型サービス二日割	訪問型サービス費（Ⅱ）(独自)	事業対象者・要支援 1・2（週 2 回程度） 77単位			77	1日につき	
A2	1321	現行相当訪問型サービス三	訪問型サービス費（Ⅲ）(独自)	事業対象者・要支援 2（週 2 回を超える程度） 3,727単位			3727	1 月につき	
A2	2321	現行相当訪問型サービス三日割	訪問型サービス費（Ⅲ）(独自)	事業対象者・要支援 2（週 2 回を超える程度） 123単位			123	1日につき	
A2	6001	現行相当訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の　10%　減算		1月につき
A2	4001	現行相当訪問型サービス初回加算	初回加算				200　単位加算	200	1月につき
A2	4003	現行相当訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100　単位加算	100	
A2	4002	現行相当訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200　単位加算	200	
A2	6269	現行相当訪問型サービス処遇改善加算一	介護職員処遇改善加算		（1）処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　137/1000加算		1月につき
A2	6270	現行相当訪問型サービス処遇改善加算二			（2）処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　100/1000加算		
A2	6271	現行相当訪問型サービス処遇改善加算三			（3）処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の　55/1000加算		
A2	6278	現行相当訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の　63/1000加算		1 月につき
A2	6279	現行相当訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の　42/1000加算		
A2	6281	現行相当訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の　24/1000加算		1 月につき
A2	8000	現行相当訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の　15%　加算		1 月につき
A2	8001	現行相当訪問型サービス特別地域加算日割					所定単位数の　15%　加算		1日につき
A2	8100	現行相当訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の　10%　加算		1 月につき
A2	8101	現行相当訪問型サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の　10%　加算		1日につき
A2	8110	現行相当訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の　5%　加算		1 月につき
A2	8111	現行相当訪問型サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の　5%　加算		1日につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目					給付率		
A3	1001	訪問型サービスＡ－１（１割負担）	訪問型サービスＡ－	1回235単位 要支援1:週1回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	235	1回につき
A3	1002	訪問型サービスＡ－２（２割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	235	
A3	1003	訪問型サービスＡ－３（３割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	235	
A3	1201	訪問型サービスＡ－４（４割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	235	
A3	1004	訪問型サービスＡ二１（短時間／１割負担）	訪問型サービスＡ二	1回117単位 要支援1:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週4回 要支援2:週4回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週6回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	117	1回につき
A3	1005	訪問型サービスＡ二２（短時間／２割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	117	
A3	1006	訪問型サービスＡ二３（短時間／３割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	117	
A3	1211	訪問型サービスＡ二４（短時間／４割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	117	
A3	1007	訪問型サービスＡ三１（シルバー／１割負担）	訪問型サービスＡ三	1回140単位 要支援1:週1回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	140	1回につき
A3	1008	訪問型サービスＡ三２（シルバー／２割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	140	
A3	1009	訪問型サービスＡ三３（シルバー／３割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	140	
A3	1221	訪問型サービスＡ三４（シルバー／４割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	140	
A3	1010	訪問型サービスＡ四１（買物支援／１割負担）	訪問型サービスＡ四	1回180単位 週1回	シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	180	1回につき
A3	1011	訪問型サービスＡ四２（買物支援／２割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	180	
A3	1012	訪問型サービスＡ四３（買物支援／３割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	180	
A3	1231	訪問型サービスＡ四４（買物支援／４割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	180	
A3	1013	訪問型サービスＡ－１初回加算（１割負担）	訪問型サービスＡ－初回加算		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1014	訪問型サービスＡ－２初回加算（２割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1015	訪問型サービスＡ－３初回加算（３割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1301	訪問型サービスＡ－４初回加算（４割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1016	訪問型サービスＡ二１初回加算（短時間／１割負担）	訪問型サービスＡ二初回加算		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1017	訪問型サービスＡ二２初回加算（短時間／２割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1018	訪問型サービスＡ二３初回加算（短時間／３割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1311	訪問型サービスＡ二４初回加算（短時間／４割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1019	訪問型サービスＡ三１初回加算（シルバー／１割負担）	訪問型サービスＡ三初回加算		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：１割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	140	1月につき
A3	1020	訪問型サービスＡ三２初回加算（シルバー／２割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：２割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	140	
A3	1021	訪問型サービスＡ三３初回加算（シルバー／３割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：３割負担の利用者及び１割及び２割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	140	
A3	1321	訪問型サービスＡ三４初回加算（シルバー／４割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	140	

志摩市総合事業サービスコード			志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業　基準緩和型訪問サービス指定事業者用）					令和4年10月	
サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A3	1052	訪問型サービスC	訪問型サービスC	1回500単位　週1回　3ヶ月1クール（1クール最大12回まで）	訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）を利用する際に使用		100%	500	1回につき
A3	1053	訪問型サービスC初回加算	訪問型サービスC初回加算		訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）の初回加算を付ける際に使用	300　単位加算	100%	300	1月につき
A3	1022	訪問型サービスA－1 処遇改善加算－（1割負担）	訪問型サービスA－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	90%	32	1回につき
A3	1023	訪問型サービスA－1 処遇改善加算二（1割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	90%	23	
A3	1024	訪問型サービスA－1 処遇改善加算三（1割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	90%	12	
A3	2011	訪問型サービスA－1 特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000加算	90%	14	1回につき
A3	2012	訪問型サービスA－1 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000加算	90%	9	
A3	3011	訪問型サービスA－1 ベースアップ等支援加算（1割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	90%	5	1回につき
A3	1027	訪問型サービスA－2 処遇改善加算－（2割負担）	訪問型サービスA－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	32	1回につき
A3	1028	訪問型サービスA－2 処遇改善加算二（2割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	23	
A3	1029	訪問型サービスA－2 処遇改善加算三（2割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	80%	12	
A3	2021	訪問型サービスA－2 特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000加算	80%	14	1回につき
A3	2022	訪問型サービスA－2 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000加算	80%	9	
A3	3021	訪問型サービスA－2 ベースアップ等支援加算（2割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	80%	5	1回につき
A3	1032	訪問型サービスA－3 処遇改善加算－（3割負担）	訪問型サービスA－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	32	1回につき
A3	1033	訪問型サービスA－3 処遇改善加算二（3割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	23	
A3	1034	訪問型サービスA－3 処遇改善加算三（3割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	70%	12	
A3	2031	訪問型サービスA－3 特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000加算	70%	14	1回につき
A3	2032	訪問型サービスA－3 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000加算	70%	9	
A3	3031	訪問型サービスA－3 ベースアップ等支援加算（3割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	70%	5	1回につき

サービスコード			サービス内容略称	算定項目					給付率	単位数	算定単位
種類	項目										
A3	1401	訪問型サービスＡ－４ 処遇改善加算一（４割負担）	訪問型サービスＡ－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算Ⅰ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	60%	32	１回につき	
A3	1411	訪問型サービスＡ－４ 処遇改善加算二（４割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算Ⅱ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	60%	23		
A3	1421	訪問型サービスＡ－４ 処遇改善加算三（４割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算Ⅲ：３割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	60%	12		
A3	2041	訪問型サービスＡ－４ 特定処遇改善加算 １	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	60%	14	１回につき	
A3	2042	訪問型サービスＡ－４ 特定処遇改善加算 ２			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	60%	9		
A3	3041	訪問型サービスＡ－４ ベースアップ等支援加算（４割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算					所定単位数の 24/1000加算	60%	5	１回につき
A3	1037	訪問型サービスＡ二 １ 処遇改善加算一（短時間／１割負担）	訪問型サービス Ａ二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅰ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	90%	16	１回につき	
A3	1038	訪問型サービスＡ二 １ 処遇改善加算二（短時間／１割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅱ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	90%	11		
A3	1039	訪問型サービスＡ二 １ 処遇改善加算三（短時間／１割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅲ：１割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	90%	6		
A3	2211	訪問型サービスＡ二 １ 特定処遇改善加算 １	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	90%	7	１回につき	
A3	2212	訪問型サービスＡ二 １ 特定処遇改善加算 ２			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	90%	4		
A3	3211	訪問型サービスＡ二 １ ベースアップ等支援加算（短時間／１割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算					所定単位数の 24/1000加算	90%	2	１回につき
A3	1042	訪問型サービスＡ二 ２ 処遇改善加算一（短時間／２割負担）	訪問型サービス Ａ二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅰ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	80%	16	１回につき	
A3	1043	訪問型サービスＡ二 ２ 処遇改善加算二（短時間／２割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅱ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	80%	11		
A3	1044	訪問型サービスＡ二 ２ 処遇改善加算三（短時間／２割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅲ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	80%	6		
A3	2221	訪問型サービスＡ二 ２ 特定処遇改善加算 １	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	80%	7	１回につき	
A3	2222	訪問型サービスＡ二 ２ 特定処遇改善加算 ２			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	80%	4		
A3	3221	訪問型サービスＡ二 ２ ベースアップ等支援加算（短時間／２割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算					所定単位数の 24/1000加算	80%	2	１回につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A3	1047	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算一（短時間／3 割負担）	訪問型サービスAニ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅰ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	70%	16	1回につき
A3	1048	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算二（短時間／3 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅱ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	70%	11	
A3	1049	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算三（短時間／3 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅲ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	70%	6	
A3	2231	訪問型サービスAニ3 特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	70%	7	1 回につき
A3	2232	訪問型サービスAニ3 特定処遇改善加算 2		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	70%	4	
A3	3231	訪問型サービスAニ3 ベースアップ等支援加算（短時間／3 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算	70%	2	1 回につき
A3	1451	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算一（短時間／4 割負担）	訪問型サービスAニ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅰ：3 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	60%	16	1回につき
A3	1461	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算二（短時間／4 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅱ：3 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	60%	11	
A3	1471	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算三（短時間／4 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅲ：3 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	60%	6	
A3	2241	訪問型サービスAニ4 特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	60%	7	1 回につき
A3	2242	訪問型サービスAニ4 特定処遇改善加算 2		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	60%	4	
A3	3241	訪問型サービスAニ4 ベースアップ等支援加算（短時間／4 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算	60%	2	1 回につき
A3	1501	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算一の1（1 割負担）	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算Ⅰ：1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	90%	27	1月につき
A3	1502	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算二の1（1 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算Ⅱ：1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	90%	20	
A3	1503	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算三の1（1 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算Ⅲ：1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	90%	11	
A3	2111	訪問型サービスA 初回加算に係る特定処遇改善加算 1（1 割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	90%	12	1月につき
A3	2112	訪問型サービスA 初回加算に係る特定処遇改善加算 2（1 割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	90%	8	
A3	3111	訪問型サービスA 初回加算に係るベースアップ等支援加算（1 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算	90%	4	1 月につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A3	1511	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算一の 2（2 割負担）	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	80%	27	1月につき
A3	1512	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算二の 2（2 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	80%	20	
A3	1513	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算三の 2（2 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	80%	11	
A3	2121	訪問型サービス A 初回加算に係る特定処遇改善加算 1（2 割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	80%	12	1月につき
A3	2122	訪問型サービス A 初回加算に係る特定処遇改善加算 2（2 割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	80%	8	
A3	3121	訪問型サービス A 初回加算に係るベースアップ等支援加算（2 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算	80%	4	1 月につき
A3	1521	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算一の 3（3 割負担）	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	70%	27	1月につき
A3	1522	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算二の 3（3 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	70%	20	
A3	1523	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算三の 3（3 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	70%	11	
A3	2131	訪問型サービス A 初回加算に係る特定処遇改善加算 1（3 割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	70%	12	1月につき
A3	2132	訪問型サービス A 初回加算に係る特定処遇改善加算 2（3 割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	70%	8	
A3	3131	訪問型サービス A 初回加算に係るベースアップ等支援加算（3 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算	70%	4	1月につき
A3	1531	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算一の 4（4 割負担）	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：3 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	60%	27	1月につき
A3	1532	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算二の 4（4 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：3 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	60%	20	
A3	1533	訪問型サービス A 初回加算に係る処遇改善加算三の 4（4 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：3 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	60%	11	
A3	2141	訪問型サービス A 初回加算に係る特定処遇改善加算 1（4 割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	60%	12	1月につき
A3	2142	訪問型サービス A 初回加算に係る特定処遇改善加算 2（4 割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	60%	8	
A3	3141	訪問型サービス A 初回加算に係るベースアップ等支援加算（4 割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算	60%	4	1月につき